民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三の見出しを「（民間都市開発推進機構が参加することができる民間都市開発事業の要件の特例）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける法第二条第二項第一号」を「平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十五条」に、「のうち市街地における居住に関する機能の向上に資するものとして国土交通大臣の」を「（防災上有効な備蓄倉庫その他の施設又は都市の居住者の共同の福祉若しくは利便のため必要な施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）で国土交通大臣が」に、「千平方メートル」を「五百平方メートル」に、「区域」を「地区計画等の区域」に改め、同項を同条とする。

附則第一条の四を次のように改める。

（特定民間都市開発事業に係る地域の特例）

第一条の四　平成二十八年三月三十一日までの間における法第四条第一項第一号に掲げる業務（法第二条第二項第一号に規定する民間都市開発事業のうち防災上有効な備蓄倉庫その他の施設を有する建築物の整備に関するもので国土交通大臣が定める基準に該当するものに係るものに限る。）については、法第四条第一項第一号の政令で定める地域は、第三条の規定にかかわらず、同条第二号に該当する地域とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令附則第一条の四に規定する日までに民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号の規定により民間都市開発推進機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域については、同日後も、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令

内閣は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第五条第一項及び第二項ただし書並びに第八条第二項ただし書（これらの規定を同法第十二条において準用する場合を含む。）、第十二条において読み替えて準用する同法第四条第一項並びに第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

（取扱死体の死因を明らかにするための検査）

第一条　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、次のとおりとする。

一　体内から体液を採取して行う出血状況又は当該体液の貯留量の確認

二　心臓内の複数の部分から血液を採取して行うそれぞれの色の差異の確認

三　体内から体液、尿その他の物を採取して行う薬物、毒物、病原体その他人の生命又は身体を害するおそれがある物（次条において「薬物等」という。）に係る検査

四　体内から血液又は尿を採取して行う身体の疾患に伴い血液中又は尿中の量が変化する性質を有する物質に係る検査

五　死亡時画像診断

六　前号に掲げるもののほか、内視鏡その他口から挿入して体内を観察するための器具を用いて行う死体の異状の確認

（専門的知識及び技能を要しない検査）

第二条　法第五条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める検査は、前条第三号に掲げる検査（通常死体を傷つけることがない方法により体液、尿その他の物を採取し、かつ、国家公安委員会規則（法第十二条において準用する場合にあっては、国土交通省令）で定める簡易な器具を用いて当該物から薬物等を検出するものに限る。）とする。

（組織の採取の程度が軽微な措置）

第三条　法第八条第二項ただし書（法第十二条において準用する場合を含む。）の政令で定める措置は、毛髪の抜取りとする。

（管区海上保安本部の事務所）

第四条　法第十二条において読み替えて準用する法第四条第一項の政令で定める管区海上保安本部の事務所は、その管轄区域及び所掌事務を勘案して国土交通省令で定める事務所とする。

（技術的読替え）

第五条　法第十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条第三項	国家公安委員会	海上保安庁長官
	都道府県公安委員会	管区海上保安本部長

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（警察庁組織令の一部改正）

2　警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

九　警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）の施行に関すること。